

東桂中学校いじめ防止基本方針

都留市立東桂中学校

I はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実をふまえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長が阻害され、その生命又は、心身に危険を及ぼす恐れがある。そのため、すべての生徒が、いじめの重大さを認識し、いじめを行わず放置せず、いじめは、心身に重大な悪影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく。いじめの未然防止、早期発見の手立て、早期対応について、基本的な認識や考え方を共通理解し、いじめが疑われる場合、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

この基本方針において、いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係にある状態をさす。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

その中には、犯罪行為として、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○ 具体的ないじめの態様（例）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」は、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

一方、いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、観衆として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

Ⅲ いじめ対策の組織

いじめに対しては、組織的に対応することが必要であるため、生徒指導部会の中に、いじめ対策委員会を組織し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的かつ効果的ないじめ対策を行う。

1 いじめ対策委員会の設置

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等で構成する生徒指導部会において、いじめ対策委員会を学期一回以上開催する。
- 構成員においては、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する等、その他校長が必要と認める者をこれに加え、柔軟な組織とする。
- 必要に応じて、学校評議員会やPTA執行部会等において、対応を協議し、協力を要請する。

2 いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会においては、本校におけるいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、以下の役割を担う。

- 本基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。窓口は生徒指導主事とし、緊急を要する場合や生徒指導主事不在の場合は、教頭とする。
- いじめの疑い等の情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、速やかに緊急会議を開いて、いじめの情報の共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等といった対応を組織的に実施する。

- いじめに該当するか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、そのすべてを当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、ケースごとの検証、必要に応じた計画の見直し等、本校のいじめ防止等の取り組みについて、P D C Aサイクルで検証を担う。

IV いじめの防止等に関する取り組み

1 いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、授業や行事に、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりにある。生徒が主体的に活動することで、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性の理解に努めたい。また、いじめに向かわない能力・態度の育成に向けた指導にあたり、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いも含めて学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ等の異文化理解の必要な生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的、継続的、組織的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに取り組む。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方にも細心の注意を払う。

2 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員は、このことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やS O Sを見逃さないようアンテナを高く保つようにする。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態と

は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められることが必要となる。その判断は、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続する。その際、情報を共有し、支援の内容や教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

VI 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により、適切に対応する。

1 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

○ いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

○ 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

- ・ 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会へ事態発生について報告する。

ウ 重大事態の調査

市教育委員会の指導、人的措置も含めた適切な支援のもと、以下の通り対応する。

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。
- ・ たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等をする。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡の場合）

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- ・ 当該生徒の死亡の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査、その在り方について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

エ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒、保護者及び教職員への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

Ⅶ その他の留意事項

1 関係機関等との連携

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のいじめの防止を含む教育相談に応じる者との相談支援体制の充実を図る。

多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員、東桂地区児童生徒健全育成協議会等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

2 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むため、本校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

また、生徒の発達段階に応じ、自他の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるように取り組みを推進する。

加えて、生徒の豊かな情操や他者とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切に作る心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

さらに、これらの取り組みが、学校の教育活動全体を通じて実践され、生徒一人一人の健全な成長が促されるようにする。道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、生徒同士で悩みを聞き合う活動等、主体的な活動を推進する。

3 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）は、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。

生徒に対して、インターネット上のいじめが、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等、必要な活動を推進する。

インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対策を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

4 学校運営改善の取り組み

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、本校の事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図る等、学校運営の改善に努める。

部活動休養日を設定する等、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を、より一層確保する。

学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態

把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てるようになる。また、その目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校運営の改善に取り組む。

5 啓発活動等の実施

家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問、授業参観、各種たよりやホームページ等を通して、家庭や地域との密接な連携を図る。また、保護者や地域住民の関係団体（地区懇談会、東桂地区児童生徒健全育成協議会等）が、いじめ問題について考える機会を設ける等、地域と連携した対策を推進する。

都留市立東桂中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

	校内委員会等	未然防止への取り組み	早期発見への取り組み
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○事案発生時の緊急いじめ防止対策委員会の実施 ○職員会議で気になる生徒の情報交換 ○必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直し及び更新 ○生徒指導部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実 ○教育相談（随時） ○生徒指導日より等による啓発活動 ○S C、S S Wとの情報交換 ○学校評議員会情報交換 ○スクールサポーター情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域による年間を通した「報告」「連絡」「確認」活動 ○休み時間のふれあい活動 ○チャンス相談 ○ネットパトロール
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針 ・指導計画 ※職員会議で共通理解 ○P T A総会及び学年懇談会での保護者への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団行動、規範についての共通理解 ○絆、居場所のある学年・学級経営 (1学期の取り組みの確認) 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 ○行事を通した人間関係づくり (自然体験、社会体験、修学旅行) ○生徒会による未然防止に向けた自治活動(生徒総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活に関する調査」の実施 (1回目)
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○防犯講話集会(情報モラル) 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○人権学習(人権作文、人権講話) ○東桂地区健全育成協議会(総会) ○三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別懇談会の実施(9地区)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に関する職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○絆、居場所のある学年・学級経営 (2学期の取り組みの確認) ○P T A巡回パトロール 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 ※職員会議で共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり (桂鮎祭の取り組み) ○八朔祭巡回 ○人権学習(人権標語の取り組み) 	
10月			<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活に関する調査」の実施 (2回目)
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○防犯講話集会(情報モラル) 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会による未然防止に向けた自治活動(生徒総会) ○行事を通した人間関係づくり (合唱発表会) ○東桂地区健全育成協議会(総会) ○三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの実施
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○絆、居場所のある学年・学級経営 (3学期の取り組みの確認) ○新入生説明会(事前指導) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し ※職員会議で共通理解 		<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活に関する調査」の実施 (3回目)
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会による未然防止に向けた自治活動(生徒集会) 	

学校生活に関する調査

____年____組____番氏名_____

これはテストではありません。いま悩んでいること、困っていること等があれば、先生たちも協力したいと考えています。あなた自身のこと、周りの友だちのことについて、素直な気持ちで教えてください。

1 学校生活は楽しいですか。

- ア とても楽しい イ 楽しい ウ どちらともいえない
エ 楽しくない オ とても楽しくない

※ その理由を書いてください。

--

2 現在、あなたが悩んだり、困ったりしていることは何ですか。

- ア 友だちのこと イ 勉強のこと ウ 部活動のこと エ 学校生活のこと
オ 先生のこと カ 異性のこと キ 自分自身のこと ク 身体のこと
ケ 進路のこと コ 家族のこと サ 世の中のこと シ その他
ス 特になし

※ ア～シに○をつけた人は、その内容をできるだけ詳しく書いてください。

項目	具体的な内容

3 最近、あなた自身が「いじめられた」と感じることを、思うことがありましたか。

- ア ある（ ⇒ その内容をできるだけ詳しく書いてください。 ） イ ない

いつ	どこで	誰に	具体的な内容

4 最近、あなたの周りで「いじめではないか」と感じることを、思うことがありましたか。

- ア ある（ ⇒ その内容をできるだけ詳しく書いてください。 ） イ ない

いつ	どこで	誰が	誰に	具体的な内容

5 先生たちに伝えたいことがありましたら、自由に書いてください。 ※裏面利用可

--

ありがとうございました。

いじめ問題

チェックリスト ※生徒観察用

1 休み時間

- ① 教室や図書室等でポツンとしている。
- ② 一人で廊下や職員室のあたりをウロウロしている。
- ③ 友だちと過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子で友だちについていく。
- ④ 今まで一緒にグループだった仲間からはずれている。
- ⑤ 教師にベタベタ寄ってきて、用もないのに職員室（保健室等）で過ごすことが多い。
- ⑥ 周りから悪口を言われても、反発しない。
- ⑦ 理由もなく服が汚れていたり、ボタンがとれていたりする。
- ⑧ 保健室に行く回数が多い。

2 放課後及び下校時

- ① 下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
- ② 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ③ みんなの持ち物を持たされている。
- ④ 通常の通学路を通らずに帰宅している。
- ⑤ 靴や持ち物が紛失する。

3 教室の様子

- ① 特定の生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
- ② 特定の生徒の机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
- ③ ゴミ箱の中に、特定の生徒の持ち物が入っている。
- ④ 特定の生徒の持ち物が紛失したり、落書きがされていたりする。

4 授業時間・学級活動の時間

- ① 遅刻、早退、欠席が多くなる。
- ② 以前に比べて、声が小さくなったり、ぼんやりしていたりすることが多い。
- ③ 特定の生徒が指名されると、ニヤニヤする生徒がいる。
- ④ 学級全体が落ち着かず、聞こえているにもかかわらず、「聞こえません」と言う生徒がいる。
- ⑤ 定期テストや小テスト等の成績が急に下がり始める。
- ⑥ 班活動の時、一人だけ外れている。
- ⑦ 係や役割分担を決める時、特定の生徒に押しつけられている。
- ⑧ 教師に理由もなく、反抗的な態度をとる。
- ⑨ 特定の生徒だけに、配布物が手渡しされない。
- ⑩ 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。

5 部活動や委員会の時間

- ① 活動の準備や後片付けを押しつけられている。
- ② 声が小さいとか、足が遅い等と非難されている。
- ③ 早退や欠席をしたがる。
- ④ グループ分けて、いつもはみ出される。
- ⑤ 無理やり仕事や係を押しつけられている。
- ⑥ 一人で離れて活動している。

6 清掃時間

- ① 特定の生徒の机や椅子をふざけながら蹴ったり、ほうきで叩いたりしている。
- ② 特定の生徒の机だけが運ばれずに、放置されている。
- ③ 他の生徒と離れて、一人で掃除をしている。
- ④ みんなの嫌がる仕事をしている。

7 給食の時間

- ① 特定の生徒の盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつけている。
- ② 特定の生徒に盛りつけてもらうことを拒否して、自分でやる生徒がいる。
- ③ 特定の生徒が、いつも準備や後片付けをしている。
- ④ 机を寄せて、班をつくろうとしない。
- ⑤ 笑顔がなく、黙って食べている。
- ⑥ 配膳のために並ぶ時、特定の生徒の前後だけ大きく離れている。
- ⑦ 食欲がない。

いじめ問題

チェックリスト（教師） ※自己観察用

1 教師の言動

- ① 生徒の言い分に耳を傾けている。
- ② 生徒のよさを見つけようとしている。
- ③ 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- ④ えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- ⑤ 必要以上に、競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- ⑥ 個人のプライバシーを守っている。
- ⑦ 1日一回は会話をする等、どの生徒とも関わりを持っている。

2 授業時間・学級活動の時間

- ① 分かりやすい授業、充実感が持てる活動が行われている。
- ② どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- ③ 困ったことを話題にし、本音で話し合う雰囲気ができている。
- ④ 朝の会、帰りの会が、内容豊かで生き生き運営されている。
- ⑤ リーダー（リーダーシップをとる人）に協力する支援体制ができている。
- ⑥ 係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

3 日々の学校生活

- ① 過ちを認め、許し合える雰囲気がある。
- ② ちょっとしたことにも、ドッと教室に明るい笑い声がおこる。
- ③ 学級の小集団が閉鎖的でなく、交流がある。

4 他の教師、保護者との連携

- ① 職員会議や学年会議等で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- ② 日頃から、生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
- ③ 学年だよりや学級だより等で、学年・学級の取り組みの様子が保護者に理解されている。
- ④ 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。

5 今月のポイント

- ① 学級のリーダー（リーダーシップをとる人）が複数出てきたか。
- ② リーダー（リーダーシップをとる人）に対して、他の生徒は協力しているか。
- ③ 仲良しグループの構成メンバーを把握し、行動観察をしているか、その変化はないか。
- ④ 教師への接し方や表情等に、大きな変化を感じる生徒はいないか。